

# 肥料価格高騰対策事業

## 申請書類作成の留意点

肥料価格高騰対策事業事務局

## 【目次】

① 様式1号について	1P
② 様式1号「別添」について	2P
③ 様式1-2号参加農業者名簿について	3P
④ 肥料の品質の確保等に関する法律(別紙) について	4P
⑤ 肥料以外の商品について	5P
⑥ 化学低減計画書について	6～8P
⑦ 肥料の証拠書類について	9P
⑧ 請求書、注文書、領収書について	10～12P
⑨ 定款・経理規程について	13～18P
⑩ 構成員名簿	19P
⑪ 農作業従事者名簿	20・21P

様式1号

番号：社内規定等で採番する場合のみ記載。

記載しない場合は「番号」を削除。

必ず令和から記載。

番 号

令和5年○月○日

福島県担い手育成総合支援協議会長

複数の営業所、地区等から申請する場合

所在地：本店の住所

取組実施者名：○○商店（○○営業所）のよう

にカッコ書きで営業所名、地区等を記入

代表者氏名：営業所ごとではなく本店の代表者

所在地 ○○県○○市○○1-○

取組実施者名 株式会社○○商店

代表者氏名 代表取締役 福島太郎

令和5年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の~~（変更）~~承認申請書

令和5年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成~~（変更）~~したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和5年3月31日付け4農産第624号-5農林水産省農産局長通知）第9の2の（1）~~（第9の2の（3））~~に基づき、別添のとおり提出する。

~~（注）参考様式第1-2号（参加農業者名簿）、参考様式第2号（化学肥料低減計画書）、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。~~

※提出時に取消線部分を削除すること

肥料価格高騰対策事業取組計画書 ~~（取組実績報告書）~~

様式1号と同様に記入

秋用肥料分	春用肥料分	年間
	○	/

~~（注）該当するものに○を付けること~~

## 第1 取組実施者の概要

取組実施者名	株式会社○○商店	
代表者の役職・氏名	代表取締役 福島太郎	
	〒○○○-○○○	
取組実施者の住所	○○県○○市○○1-○	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	○○課 課長 福島次郎
	電話番号	○○○-○○○-○○○○
	E-mail	○○○○@○○○

## 第2 参加農業者の概要

参考様式第1-2号のとおり。

参加農業者数（件）
5

※提出時に取消線部分を削除すること

## 第3 所要額

26,879 円（秋用肥料分/春用肥料分/年間）

肥料費ではなく、支援予定額を記入

~~（注）括弧内はいずれかを選択すること~~

## 第4 誓約・同意事項

取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	✓
1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。		
2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。		
3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。		
ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合		
イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合		
4 参加農業者は農畜産物の販売実績があることを確認しています。		

~~（注）誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。~~

参考様式第1-2号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者	秋肥（令和4年6月～令和4年10月注文分） または 春肥（令和4年11月～令和5年5月注文分）	
	氏名 又は 法人・組織名	当年の肥料費	支援予定額
1	福島 花子	12,100	1,747
2	山田 太郎	3,500	505
3	鈴木 健太	51,000	7,366
4	有限会社 農農	49,500	7,150
5	農事組合法人 肥料菜園	70,000	10,111
1から連番で 記入	Excelを使用せず手計算で支援予定額を求める場合、小数点以下の 処理は計算の途中で行うのではなく、計算の最後に切り捨てを行うこ と		
集計	—	186,100	26,879

(注)

- 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、令和4年6月～令和5年5月の間に支払った肥料の請求書（請求書等）を提出すること。  
氏名の漢字に様式2号の氏名（自署）と相違が発生しないよう留意して記入（齋藤、渡辺、渡邊、渡邊など）して使用する場合は、当年の肥料費については令和4年11月～令和5年5月の間に支払った肥料の請求書（請求書等）を提出すること。  
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
- 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。  
支援予定額 = { (当年の肥料費) - (当年の肥料費) ÷ (高騰率) ÷ 0.9 } × 0.7  
ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあっては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。  
なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。  
(調整額) = (地方自治体支援金) - { (当年の肥料費 - 前年の肥料費) × 0.3 }
- 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
- 適宜、行を追加すること。
- 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

別紙

肥料価格高騰対策事業

「肥料の品質の確保等に関する法律」（肥料法）に基づく肥料の確認について

肥料法に基づく肥料の確認については、**以下のいずれかの方法**を参考に御確認ください。  
**基本は肥料袋に記載されている①で確認できます**が、①で確認できない場合は②～④の方法で確認してください。  
 また、**確認後は下部の確認欄にチェックの上、申請時に提出してください。（1枚で可）。**  
 なお、**確認した書類は取組実施者で保管しておいてください。**

①肥料袋に表示されている保証票等の確認（登録肥料・届出肥料）

〈保証票等の例〉

普通肥料（登録肥料）の保証票

生産業者保証票	
登録番号	
肥料の種類	
肥料の名称	
原料の種類	
材料の種類、名称及び使用量	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	

特殊肥料の表示

肥料の品質確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	
肥料の種類	
届出をした都道府県	
.....	
.....	

- 対象となる主な保証票等の名称**
- ・生産業者保証票（普通肥料）
  - ・指定配合肥料生産業者保証票（普通肥料）
  - ・指定化成肥料生産業者保証票（普通肥料）
  - ・特殊肥料等入り指定混合肥料生産業者保証票（普通肥料）
  - ・土壌改良資材入り指定混合肥料生産業者保証票（普通肥料）
  - ・肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示（特殊肥料）
  - ・特殊肥料（上記以外の特殊肥料）
- ①販売業者保証票  
②輸入業者保証票

※「**地力増進法に基づく表示**」のみの記載があるものは**土壌改良資材のため対象外**となります。

※その他、確認が難しい場合はお問い合わせください。（福島県環境保全農業課）

②肥料登録銘柄検索システムを利用した確認（登録肥料）

URL：<https://fertilizer-search.maff.go.jp/FertilizerRegistrationSearch>

※留意事項：検索システムで確認できる肥料は登録肥料のみです。

届出肥料の場合は③又は④での確認となります。

③肥料製造会社へ電話等で確認（登録肥料・届出肥料）

※肥料登録もしくは肥料届出を行っているか確認します。

④福島県農業総合センター安全農業推進部へ確認（福島県の届出肥料）

※福島県で確認できるのは、福島県へ届出している特殊肥料及び県で登録を受けた普通肥料です。

<input checked="" type="checkbox"/> ↑の記入	申請に基づく肥料は、肥料法に基づく肥料であることを確認しております。  取組実施者名※ <b>株式会社〇〇商店</b>
---	---

※様式1-1の取組実施者名を記載してください。

## 肥料法に基づく肥料の確認について

秋肥分の申請の中で肥料外の商品（農薬、土壌改良剤等）が多々確認されました。

春肥申請においても同様に肥料外の申請が想定されます。

申請時には「肥料の品質の確保等に関する法律」（肥料法）に基づく肥料の確認について」を参照に肥料法に基づく商品かどうかの確認をしていただきますようよろしくお願いいたします。

### 肥料外商品のリスト（一部）

シリカ 21(粒状)	I G Bアイアン (ケイ) 細粒 剤B I O (MYKOS配合)	ソイルフレンド
バスアミド微粒剤	Dr.アミノアップ	T B 2 1 エース
サカタスーパーミックス	フミンググリーン (粒)	P S リンク
正珪酸	ピーケーカル・PK カル (グ ラントマト商品)	カルス NC-R
ソイルパートナーA	炭の舞	キッポ団粒プラス
粒状チャンス S	ケルパック 66	イーオス
新チャンス液	ケルパック 66 ウェット粒剤	鉄力あくあF10
ハイカルック	アルギンゴールドエキス、ア スコ・シーグリーン	マグマ s i
ランドライフ	活性炭フロアブル	MR-X
ミネクロン	ハイゼオン粒	美咲ファーム

その他肥料外の申請については秋肥申請時と同様除外させていただきます。

# 化学肥料低減計画書

## 取組メニューの OK パターンと NG パターン

◇令和4年度又は令和5年度 of 取組に「○/◎」が「2つ」必要

### ＜OK パターン例＞

＜パターン1＞

前年	R4・R5
	○
	○

＜パターン2＞

前年	R4・R5
○	○
	○

＜パターン3＞

前年	R4・R5
○	○
○	◎

＜パターン4＞

前年	R4・R5
○	◎
○	◎

### ＜NG パターン例＞

＜パターン1＞

前年	R4・R5
○	○
○	○

×前年度と R4・R5 の取組が同じ

＜パターン2＞

前年	R4・R5
	○
○	

×R4・R5 の取組が2つない

＜パターン3＞

前年	R4・R5
◎	◎
	○

×前年度に◎がある

＜パターン4＞

前年	R4・R5
	◎
	○

×前年度○がない行の R4・R5 に◎がある



# <正しい記入例(個人)>

## 参考様式第2号

作物名：具体的に記入(畑、野菜、果樹、花き等  
でなく水稲、トマト、リンゴ、キクなど)  
作物面積：ha以外で記入する場合は単位も記入  
し作物が一種のみでも計を記入すること

## 化学肥料低減計画書

(記入例1)

鉛筆書き不可

### 作付概要

作物名	作付面積(ha)
水稲	3
トマト	40a
その他	1
計	4.4

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	/

注：該当するものに○を付けること

市外局番から記入

氏名(法人・組織名) **福島 花子**

住所 〒000-0000 **〇〇県〇〇市〇〇1-〇**

電話番号 **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		○
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)	前年度までの取組 これまでに取り組 んでいるものがない 場合、記入は必要 ありません。 ◎は使用しないで ください。	令和4年度又は 令和5年度の取組 これまで既に取り組 んでいるものもカウ ント できますが、「1項目 以上の強化◎」また は 「1項目以上の新規 取組み○」が必要 です。
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )	福島県では現在のところ地域特認(ソ)は申請しない予定。 ※「稲わら施用」による肥料低減をウの取組として対応	

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

- 令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。**
- 複数の取組実施者(農業者グループ)に対して、同じ肥料費分を重複して申請しません。**  
※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) **福島 花子**

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

# <正しい記入例(法人等)>

## 参考様式第2号

作物名：具体的に記入(畑、野菜、果樹、花き等  
でなく水稲、トマト、リンゴ、キクなど)  
作物面積：ha以外で記入する場合は単位も記入  
し作物が一種のみでも計を記入すること

## 化学肥料低減計画書

鉛筆書き不可

記入例2

### 作付概要

作物名	作付面積(ha)
いちご	5
その他	
計	5

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

注：該当するものに○を付けること

市外局番から記入

氏名(法人・組織名) 有限会社 農農  
住所 〒000-0000 ○○県○○市○○1-○  
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計	○	○
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)	前年度までの取組 これまでに取組んでいるものがない場合、記入は必要ありません。 ◎は使用しないでください。	これまで既に取り組んでいるものもカウントできますが、「1項目以上の強化◎」または「1項目以上の新規取組み○」が必要です
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用	○	◎
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )	福島県では現在のところ地域特認ソは申請しない予定。 ※「稲わら施用」による肥料低減はウの取組として対応	

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

- 令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- 複数の取組実施者(農業者グループ)に対して、同じ肥料費分を重複して申請しません。  
※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) 有限会社 農農 代表取締役 ○○○○

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者等または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書)など) または、上記の氏名(法人・組織名)欄に法人・組織名を記入した場合、「法人・組織名」、「役職名(代表、取締役など)」、「氏名」の三点を記入すること。  
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限

## 所要額の算出根拠となる証拠書類

①書類の計算	①-1税込金額で計算されていること ①-2「送料」、「肥料以外」の項目は肥料費に含まない ①-3値引きがある場合は値引き後の金額で計算
②添付書類	②-1 予約注文したもの 「注文書+請求書」又は「注文書+領収書」 ※「取引明細書」は不可 ※「注文書」に注文日を記載 ②-2 予約注文なし 「請求書」又は「領収書」又は「レシート」  ※肥料名称判断できない場合は肥料袋の写真添付
③宛名	③参加農業者名を記載（レシート等にも記入）
④日付	④-1 秋肥：令和4年6月～10月が対象期間 ④-2 春肥：令和4年11月～令和5年5月が対象期間 ④-3 注文書、請求書、領収書、レシートで購入日付の確認ができること

証拠書類（請求書記入例）

請求書

福島 花子 様

No 1001  
請求日 2023/12/1

下記のとおり、御請求申し上げます。

件名	サンプルプロジェクト
支払期限	2023/1/31
振込先	サンプル銀行 本店 普通 1111111 サンプル（カ）

株式会社〇〇商店  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇1-〇  
TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
担当：福島次郎

合計	26,620 円 (税込)
----	---------------

請求書の発行業者の記載があること。  
(企業名、住所、連絡先)

購入日	摘要	数量	単位	単価	金額	
10/29	肥料1	4	袋	3,000	12,000	
10/29	肥料2	1	袋	1,200	1,200	税込み
11/4	肥料3	3	袋	1,500	4,500	4950
11/4	肥料4	1	袋	3,000	3,000	3300
11/4	肥料5	1	袋	3,500	3,500	3850
	対象肥料と対象外の商品が混在している場合、 対象肥料が分かるようにマーカーを引く、○で 囲む等印をつけてください					
	購入日の記載がない場合は購入日を記入してく ださい。					
						手書きで記入
						対象額（肥料3+4+5） 12,100円（税込）
						小計 24,200
						消費税 2,420
						合計 26,620

備考



証拠書類（領収書の場合）

領 収 書

山田 太郎

御中

No.003

発行日 2023/11/3

金額

¥3,500

(税込)

但 肥料代として

上記正に領収いたしました。

肥料1 500円 7袋 2023/11/3購入

肥料名、単価、個数、購入日付が確認できる証拠書類を添付すること。  
または、余白に上記四項目を記入すること（手書き可）

〇〇株式会社

〒

東京都新宿区新宿1-2-3

新宿第1ビル2階

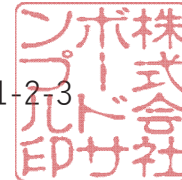
TEL :

FAX :

内 訳

税抜金額

消費税等



印 収  
紙 入

## 定款・経理規程説明書

項目	チェック箇所	内容
定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程	①定款・経理規程	<p>①定款に経理規程（支援金の支払項目に関する項目）がない場合、別途「経理規程」を提出</p> <p>&lt;経理規程&gt;</p> <p>1) 株式会社・有限会社の場合（定款あり、経理規程なし） ⇒定款＋（モデル規程①）＋役員名簿（任意の形式）</p> <p>2) 農業法人（参加農業者数1名 従業員5名以上） （定款あり、経理規程なし） ⇒定款＋（モデル規程②）＋参加農業書名簿(モデル有)</p> <p>3) 定款ない取組実施者（会社でない組織） ⇒（モデル規程③）＋構成員名簿(モデル有)</p> <p>※モデル規程の制定日は申請日より前にする</p>

※モデル規程、構成員名簿の書式は肥料価格高騰対策事業事務局にて準備しておりますのでお問い合わせください。

# モデル規程①

## 〇〇〇〇 経理規程

### 肥料価格高騰対策事業における事務及び会計

令和 年 月 日制定

※申請日以前の日付にすること

(書類及び帳簿の備付け)

第1条 〇〇〇〇は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 〇〇〇〇経理規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 肥料価格高騰対策事業に係る証拠書類
- 五 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第2条 〇〇〇〇は、前条各号に掲げる書類を支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第3条 〇〇〇〇の事業及び会計年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

※定款に定められている事業年度又は会計年度

(支援金の流用)

第4条 支援金は、代表が構成員に配分することとし、他に流用してはならない。(ただし、金融機関への振込の方法により支援金を配分する場合は、振込に要する手数料を支援金から差し引くことができる。)

(金銭の収納)

第5条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により金銭を収納する場合は、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第6条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により金銭の支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

※制定日と同じ日付にすること

※赤文字は全て削除すること



## モデル規程②

### 〇〇〇〇 経理規程

#### 肥料価格高騰対策事業における事務及び会計

令和 年 月 日制定

※申請日以前の日付にすること

(書類及び帳簿の備付け)

第1条 〇〇〇〇は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 〇〇〇〇経理規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 肥料価格高騰対策事業に係る証拠書類
- 五 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第2条 〇〇〇〇は、前条各号に掲げる書類を支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

附 則

この規程は令和 年 月 日から施行する。

※制定日と同じ日付にすること

※赤文字は全て削除すること

モデル規程③

〇〇△△ 規約

△△には組合、研究会、協議会等を入れる

令和 年 月 日制定

※申請日以前の日付にすること

第1章 総則

(名称)

第1条 この△△は、〇〇△△（以下「△△」という。）という。

(事務所)

第2条 △△は、主たる事務所を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に置く。

(目的)

第3条 △△は、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む第4条の構成員の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めることを目的とする。

第2章 構成員

(構成員)

第4条 △△の構成員は別紙のとおり〇〇商店及び同店から生産資材を購入する生産者で、第3条の目的に賛同する者により構成する。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 △△に、代表1名、会計1名を置くこととする。

2 代表は構成員の互選により選任するものとし、会計は代表が指名するものとする。

3 代表は、この△△を代表し、△△の業務を統括する。

特に肥料価格高騰対策事業の支援金(以下「支援金」という。)の配分計画及び収支決算に関することを行う。

4 会計は、責任者として事業の会計を行う。

第4章 総会

(総会の開催)

第6条 総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 代表が必要と認めたとき。
- 二 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 2 前項第二号の規定により請求があったときは、代表は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第7条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 肥料価格高騰対策事業取組計画書の作成又は変更に関すること。
- 二 肥料価格高騰対策事業取組実績報告書、肥料価格高騰対策事業取組中間報告書及び肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書の報告に関すること。
- 三 肥料価格高騰対策事業の支援金（以下「支援金」という。）の配分計画及び収支決算に関すること。

(総会の議決方法等)

第8条 総会は、構成員現在数の過半の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第6条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の決議に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配付するものとする。

## 第5章 事務及び会計

(書類及び帳簿の備付け)

第9条 △△は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 △△規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 肥料価格高騰対策事業に係る証拠書類

## 五 その他代表が必要と認めた書類

### (書類の保存)

第10条 △△は、前条各号に掲げる書類を支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

### (事業及び会計年度)

第11条 △△の事業及び会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

### (支援金の流用)

第12条 支援金は、第5条第3号の配分計画に基づいて代表が構成員に配分することとし、他に流用してはならない。(ただし、金融機関への振込の方法により支援金を配分する場合は、振込に要する手数料を支援金から差し引くことができる。)

### (金銭の収納)

第13条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により金銭を収納する場合は、領収証を発行しないものとする。

### (領収証の徴収)

第14条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により金銭の支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

## 附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

※制定日と同じ日付にすること

※赤文字は全て削除すること



〇〇〇〇（社名）

農作業従事者確認名簿

NO.	氏名	役職又は雇用形態	農作業従事	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
合計	名		名	

※社員名簿等に必要事項を追記しても良い。

(例)

**株式会社福島葵農場**

農作業従事者確認名簿

NO.	氏名	役職又は雇用形態	農作業従事	備考
1	福島太郎	代表取締役	○	
2	福島花子	専務		
3	福島次郎	部長	○	
4	郡山一男	社員	○	
5	本宮三郎	社員	○	
6	白川陽子	パート	○	
7	広野真知子	パート		
8	相馬大地	パート	○	
合計	8名		6名	

※社員名簿等に必要事項を追記しても良い。

●春肥料価格高騰対策事業申請書類へのお問合せは

<肥料価格高騰対策事業事務局>

福島県福島市飯坂町平野字三枚長 1-1

J A福島教育センター2F

TEL: 024-554-5100 FAX: 024-554-5102

メールアドレス: [f.hiryotaisaku@gmail.com](mailto:f.hiryotaisaku@gmail.com)